

## 『区民交通傷害保険のご案内』

町会の皆様におかれましては、町会行事のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和2年4月より「東京都自転車条例」が改正され、自転車利用者は、自転車事故に備えた保険の加入が義務化されました。

石浜一丁目では、自転車利用者の皆様に万が一の備えとして「区民交通傷害保険」の一括申込を実施しています。町会申し込み期間は、令和3年3月7日迄に町会総務部迄に申込書及び年間保険料をご持参願います。また、令和3年度用ご案内(リーフレット)につきましても総務部に用意してありますのでご連絡ください。

尚、ご加入対象者は、令和3年4月1日時点で台東区に住民登録のある方に限ります。

### ■コースの種類の一例(保険料掛捨て・保険期間は令和3年4月1日～令和4年3月31日)

補償内容	最高保険金額			一時払い保険料
	交通傷害	被害事故補償	自転車賠償	
区民交通傷害XJコース	35万円	600万円	1億円	1,400円
区民交通傷害AJコース	150万円	600万円	1億円	1,900円

※上記2プランの他、自転車賠償プラン2コース、交通傷害3コースがあります。

#### 《区民交通傷害保険とは》

区民傷害保険は、各区が窓口となっている保険です。日本国内・国外を問わず車両による交通事故によりケガをされた場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に応じた保険金をお支払いする制度です。

#### 《被害事故補償とは》

犯罪被害やひき逃げによる事故で、死亡や重度の所定の後遺障害を被ったときに、逸失利益や精神的損害等の実際の損害額を保険金額を限度に補償する制度です。

#### 《自転車賠償とは》

自転車運転中の加害事故によって法律上の損害賠償責任が発生した場合に、その損害賠償金や費用を補償する制度です。

リーフレット及びお申込みは、総務部・清野 或いは小谷 迄